

利用料金免除について

次の各項目のいずれかに該当する方は、当公園施設（宿泊施設を除く）の利用料金が免除されます。

利用の際は、手帳を確認させていただきますので、係員にご提示ください。

1、ご本人の場合

- (1) 身体障がい者手帳をお持ちの方
- (2) 療育手帳をお持ちの方
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

2、介護者の場合

1の利用者が次の項目のいずれかに該当し、かつ介護を目的とする場合は、1の利用者1名につき介護者（介護可能な方で、原則として成人であること）1名までの利用料金が免除となります。

- (1) 身体障がい者手帳の所持者で、その手帳に第1種身体障がい者である旨の記載がある方
- (2) 療育手帳の所持者で、その手帳に第1種知的障がいである旨の記載がある方
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、その手帳に障がい等級が1級である旨の記載がある方

※なお、ご利用の仕方によっては介護者を必須とする場合がありますので、不明な点がございましたら係員までお問い合わせください。